

消費者保護のための啓発用デジタル教材

開発に向けた有識者会議

第1回議事録

消費者庁新未来創造戦略本部

第1回 消費者保護のための啓発用デジタル教材開発に向けた有識者会議

1. 日 時：令和2年11月5日（木） 14:00～16:00
2. 場 所：消費者庁新未来創造戦略本部 会議室 （ウェブ会議：オンライン参加可）
3. 議 題
 - ・プレゼンテーション
 - ・個別論点
 - ・意見交換
4. 出席者
 - （委員）
坂本委員（座長）、稲倉委員（座長代理）、阿部委員、齋藤委員、坂倉委員、
坪田委員、西村委員、野本委員、藤川委員
 - （ゲストスピーカー）
エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ株式会社
取締役 教育ICT推進部長 西田 文比古 氏
 - （消費者庁）
伊藤長官、坂田審議官、内藤消費者政策課長、多田企画調整官、谷口政策調査員
 - （オブザーバー）
徳島県教育委員会 学校教育課、徳島県消費者政策課、文部科学省 総合教育政策課 男
女共同参画共生社会学習・安全課、消費者庁消費者教育推進課

○事務局（坂本） 恐れ入ります。消費者庁新未来創造戦略本部でございます。

まだ委員の皆様が入室されておられませんので、もうしばらくお待ちください。

委員の方をお願いいたします。カメラのオンをお願いできますでしょうか。

傍聴参加の皆様は、カメラのオフ及びマイクのミュートの設定の確認をお願いいたします。

お待たせいたしました。委員の皆様がそろわれましたので、始めてまいります。

○事務局（名蔵） それでは、定刻となりましたので、第1回「消費者保護のための啓発用デジタル教材開発に向けた有識者会議」を開催いたします。

委員の皆様には、大変御多忙のところ、構成員の就任を快くお引き受けいただくとともに、本日、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、本日、司会進行をさせていただきます、消費者庁新未来創造戦略本部の名蔵と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本会議は、新型コロナウイルス感染症に配慮いたしまして、ウェブ会議システム、Webexを用い、構成員の皆様、また、東京の消費者庁会議室、徳島の新未来創造戦略本部をつないでおります。

委員及びオブザーバーの皆様、こちらの音声は聞こえますでしょうか。

はじめに、伊藤明子消費者庁長官より御挨拶を申し上げます。

伊藤長官、よろしくお願いいたします。

○伊藤消費者庁長官 皆様、こんにちは。消費者庁長官の伊藤でございます。

本日、消費者保護のための啓発用デジタル教材開発に向けた有識者会議の第1回目ということでございまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

有識者会議の委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、この会議に御参画いただきまして、大変ありがとうございます。

御案内のとおり、近年、パソコンやスマートフォンをはじめ、多種多様なデジタルサービスやデジタル機器が生まれておりまして、私たちの生活は非常に便利になっているという状況にあります。

これを踏まえまして、消費者庁では、デジタル課題に消費者がどのように向き合えばいいのかということを検討するために、消費者のデジタル化への対応に関する検討会を開催いたしまして、この7月に報告書を取りまとめたところです。

この会議には、本日、御参画をいただいております坂本先生とか、坂倉先生にも御参画をいただいたところです。本当にありがとうございます。

また、既に新型コロナウイルスの拡大の影響はあったわけではございますけれども、より一層、新しい生活様式が実施される中で、いわゆる巣ごもり消費というのですか、自宅で過ごす時間が増えていて、インターネット通販などの利用など、デジタルサービスを利用する機会が非常に加速度的に、全世代で増えている状況にございます。

デジタル社会においては、この間の徳島のG20のサイドイベントでも議論になりましたけ

れども、一種の特有性によって、誰もが脆弱になって、消費者トラブルが増加しているといったおそれがございます。

事業者側もいろいろ御努力をしていただいておりますし、行政側も一生懸命に取り組むことが第一ではございますけれども、消費者が気をつけるべき事項を整理して、トラブルから自分の身を守るための知識を普及啓発することも、非常に大事だと思っております。

こうしたことを踏まえまして、消費者教育推進会議においても、デジタル化に対応した消費者教育の在り方について、議論を始めたところですが、その議論と並行して、この会議ですでできるところから、教育推進会議においては、いろんなことを体系的に整理していくことになると思うのですけれども、その議論と並行して、まずできるところからでもやっていく必要があるだろうということで、この会議を設けさせていただいたということでもあります。

委員の皆様には、デジタル社会における消費者向けの啓発教材として、どのような内容の教材が必要なのかなどについて、幅広く御意見を賜ればと思っております。

活発な議論が行われることを期待して、私からの御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（名蔵） 長官、ありがとうございました。

本有識者会議の委員の御紹介につきましては、資料1の開催要領の別紙に記載しております名簿をもって、御紹介に代えさせていただきます。

また、本日は、東京の消費者庁からも関係者に御参加いただいております。

それでは、本日の質疑応答の進め方について、御説明します。

事務局説明及びゲストスピーカー様からの御発表の後、それぞれヒアリングの時間を設けております。その後、出席の委員の皆様からの御質問、御意見を伺います。

一巡した後は自由討議となりますが、その際、発言を求める方は、カメラに映るよう、手を挙げていただきますよう、お願いします。あるいは恐縮ですが「〇〇ですが、発言よろしいですか」と声を出して呼びかけてくださいますよう、お願いします。

会議の座長は、開催要領に従い、消費者庁長官の指名に基づき、坂本委員にお願いすることとしています。

また、座長代理は、稲倉委員にお願いすることとしています。

それでは、坂本座長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○坂本座長 御紹介いただきました坂本です。

座ったまま失礼いたします。

このたび、消費者保護のための啓発用デジタル教材開発に向けた有識者会議ということで、大変重要な内容で座長を務めさせていただくことの責任を重く感じているところです。

私の社会人の第一歩は、コンピューターメーカーに勤めていて、システムエンジニアをしていた経験もありましたので、ICTが生活に及ぼす影響をテーマに研究を進めていました。

主に職業生活に着目して、テレワークの研究などをずっとやっていたところです。

ICTと生活ということで、いろいろ考えてきていて、これまではICTという言葉を使ってきたのですが、ここに来てデジタルと言われるようになりました。今回のテーマもデジタル教材とか、デジタル化が消費生活にどういうふうに影響を及ぼすかということで、デジタル化という表現をすることは、個人の行動がデジタル情報として残っていて、その情報を企業が扱うことに主眼を置かれているのだと改めて考えているところです。

それに対する問題をよく私たちも知って、そのことをしっかり考えて対処できるような教材をつくっていったらと思っています。

皆様にいろいろと御協力いただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（名蔵） ありがとうございます。

それでは、本日の２番目の議事に移りたいと思います。

これからの進行は、坂本座長にお願いいたします。

○坂本座長 それでは、よろしくお願いいたします。

配付資料の確認をいたします。

事務局から、配付資料について、御説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（名蔵） 配付資料の確認をいたします。

資料１「消費者保護のための啓発用デジタル教材開発に向けた有識者会議開催要領」。

資料２「今後の開催スケジュール（案）」。

資料３「令和２年度に作成する教材の検討」。

資料４「エヌ・ティ・ティ ラーニングシステムズ株式会社 発表資料」。

資料５「齋藤委員 発表資料」。

資料６「坪田委員 発表資料」。

参考資料１「（抜粋版）消費者のデジタル化への対応に関する検討会報告書（第７回）」。

参考資料２「消費者基本計画工程表（抄）（抜粋版）」。

参考資料３「今後、検討・作成する教材について」。

以上が本日の資料でございます。

委員の皆様、資料はおそろいでしょうか。

○坂本座長 大丈夫でしょうか。

それでは、議事を進めてまいります。

本日は、第１回目の有識者会議となりますので、事務局より、会議の目的、検討事項、今後のスケジュール等について、簡単に説明をお願いいたします。

○事務局（名蔵） それでは、資料１から説明いたします。

資料については、関連するページを画面共有いたします。お手持ちの資料と併せて御覧いただければと思います。

万が一、画面共有ができない場合は、恐れ入りますが、お手持ちの資料を御覧ください。

目的について、説明いたします。資料１を御覧ください。

「１．目的」にあるとおり、本会議は、近年、デジタル社会の加速に伴い、デジタル機器やサービスなど、多種多様なデジタル技術により、私たち消費者の利便性が向上している一方、デジタル技術に関する知識や利用する能力が不足していることで、消費者トラブルにつながるおそれがあることから、若年者から高齢者まで、各世代に対して、消費者トラブルの予防、拡大防止を図るための啓発用デジタル教材を開発することを目的としております。

これらは、昨年度、消費者庁で行われていた消費者のデジタル化への対応に関する検討会の中で、デジタル化がもたらす消費生活の変化やデジタル社会に対応した消費者教育などについて、提言されているところです。

詳細については、参考資料１を御覧いただきたいと思います。時間の都合上、説明は省かせていただきます。

次に、今後のスケジュールについて説明いたします。資料２を御覧ください。

こちらは、参考資料２の消費者基本計画工程表に基づき、スケジュール案として作成しております。

今年度は、３回ほど会議の場を設け、委員の皆様に意見交換を行っていただきたいと思います。

委員の皆様に検討していただく内容としましては、次の資料に記載しております。参考資料３を御覧ください。

今後、検討・作成する教材についての概要としまして、表にありますとおり、令和２年度は、生徒・学生の問題意識を高めるものとして、教育目的で自由に流用できるイラストや写真を用いたパワーポイントファイルの作成をし、令和３年度以降は、デジタル化の問題について、包括的・実践的に学べるオンライン授業での活用が可能な電子教材を作成し、若年者以外も学ぶことができるような場の検討、教材内容のカスタマイズを行っていく予定です。

「２．作成する教材の検討点」としましては、（１）から（４）まで箇条書きさせていただきます。

「（１）デジタル社会への対応として取り組むべき優先度が高い分野・内容」として、インターネットやSNS、キャッシュレス決済、成年年齢引下げに伴う若年者のトラブル防止や悪質商法への対応方法などを含む契約と社会について、お金の管理等を挙げております。これらの分野に対し、どのような教材が効果的か、検討していただきたいと思います。

例えば次の「（２）教材で扱う内容・形式」で挙げているように、インターネット上にある様々な取引について、ネットで取引する際の実店舗との違いを比較できるもの、未成年者取消し権やクーリングオフなど、契約上の基礎知識を自動採点できるクイズ形式のもの、多様な決済方法の利便性とリスクを学べるシミュレーション形式のもの、だまされやすい人の心理傾向を知るための自動採点心理テスト、お金の管理に関する基礎知識や管理のやり方を電子ワークシートで学べるものなどを想定しています。

この他にも、教材として扱うべき内容や形式について、様々御提案いただきたいと思います。

また「（３）教材の活用方法」としましては、作成した教材を各世代に向けて活用する場について検討していただく事項です。高等学校・大学等での授業のほか、社会人向け、高齢者向けの活用方法について、御意見いただければと思います。

「（４）既存教材・コンテンツの活用」については、資料３で御説明いたします。以上に基づき、作成する教材について、検討していただきたいと思います。

続きまして、資料３を御覧ください。

先ほど、参考資料３の中で、教材の概要として表中に記載しておりました、令和２年度に作成する教材について、検討していただきたい内容をまとめております。

内容ですが、高校生や大学生等の問題意識を高めるものとして、消費生活のデジタル化に伴って生じる問題が身近なものであることが実感できるよう、デジタル取引・サービスに関連する最近の消費者トラブルに共通した特徴を、具体的事例とともに学べる教材を作成します。

形式は、パワーポイント等により授業ですぐに使用できるよう電子ファイル・素材とし、教材は、生徒及び授業時間に応じて、教員等が加工・カスタマイズしやすいものとなるよう著作権の対応がなされたイラスト等を用いたものにします。資料性が高く、項目ごとの組合せができるよう工夫するほか、生徒等が見やすい配色、文字の大きさやフォント、生徒に受け入れられやすいイラストや画像等に配慮することとし、スライドは最大80枚程度、イラスト・画像等は最大120点程度を想定しています。

以上を踏まえ、今年度、委員の皆様にご検討していただきたい事項としては、「２．検討点」にありますように、大きく二つ挙げております。

一つ目は、高等学校・大学等で活用できる内容や形式について、高校生や大学生等の消費生活の実態はどのような状況か。若年者が特に知っておくべき、留意すべきトラブルはどのようなものか。教材の提供形式やボリューム、対応する教科についてなど、実際の授業で活用しやすい形式や方法はどのようなものかなど、御意見いただきたいと思います。

二つ目は、活用できる既存の素材や資料ということで、参考資料３の（４）の部分の説明にもなりますが、他分野、他教科を含め、現在、学校で活用している教材やこんな教材があればよいと思うコンテンツについて、日頃の消費生活相談で増加しているデジタル関連のトラブル事例や対応方法に関する既存のコンテンツや素材、また、事業者として増加していると感じているトラブル事例や、それに伴う啓発活動の内容やその際のツール等について、御意見や御感想と併せて、資料等の御提供をお願いしたいと思います。

御提供いただいた資料を参考に、今年度の教材を作成するとともに、来年度以降に開発する教材について、集約していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後になりますが、本会議は公開で行っております。会議資料及び議事録等については、後日、公開されますことをあらかじめ御了承ください。

簡単ではございますが、事務局からの説明は、以上でございます。

○坂本座長 ありがとうございます。

教材の概要とか、スケジュールについて、御説明いただきました。本格的にいろいろな教材をつくっていくのは、来年度以降ということなのではけれども、今年度は今年度で、まずは生徒の高校生・大学生などにこんなことが起きているのだということをしっかりと把握できて、実際の授業では、導入部分などで使うことができるような、こんなことが起こっているというパワーポイントを主につくることで、今日は1回目で、あと2回しかないのですけれども、それで完成させるというハードスケジュールで進めてまいります。

今回は導入で、教材の内容づくりは来年度以降にあるのだということを頭に入れながら、今年度の導入の部分をしっかりつくっていければと思っておりますので、委員の皆様から、ぜひこんなことを高校生や大学生に伝えてほしいということとか、こんな形でできたら、現場で使いやすいのだという御意見を忌憚なくいただければと思います。

こちらの点について、皆様から御質問などはございませんでしょうか。よろしいですか。稲倉先生、どうぞ。

○稲倉委員 初めまして、四国大学の稲倉と申します。

一つ御質問させていただきたいのですが、教材の効果の検証というのは、今回のプロジェクトではやらないという理解でよろしいでしょうか。

○坂本座長 今回、特に調査して効果を検証するというのは、この会議ではしません。別途消費者庁で『社会への扉』の続きみたいな感じで、別のプロジェクトが立ち上がるかもしれないのですが、ここではないです。

○稲倉委員 分かりました。ありがとうございます。

○坂本座長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議事を進めてまいります。

教育の現場では、コロナ禍の前からデジタル化への対応のための取組が進められてきたと承知しておりますが、本日は、現在の取組の情報について、専門家の方からお話を伺うこととしまして、その後、意見交換を行いたいと思います。

本日、ゲストスピーカーとして御参加いただいております、NTTラーニングシステムズ株式会社取締役教育ICT推進部長の西田文比古様より「学校の情報化についてーNTTラーニングシステムズ取組状況よりー」について、お話を伺いたいと思います。資料4です。

西田様、どうぞよろしくお願いいたします。

○西田取締役教育ICT推進部長 西田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私から、最近の私どもの会社の取組状況を通じまして、学校のICT化につきまして、御紹介をしたいと思います。

まず私でございますが、冒頭に御紹介いただきましたように、NTTラーニングシステムズという会社で教育の情報化を推進しております。また、国立大学法人の大阪教育大学におきまして、ICT化の対応ということで、理事の役職をいただいております。

本日の説明の内容は、このような流れになっております。

弊社でございますが、NTTグループの中で社員向けに教育研修を行ってきた会社でございました。近年では、様々なメディアを学びに活用するということが広がっているのも、ウェブとか、あるいは高品質の映像コンテンツ、こういったものも学びに取り入れていくということで、技術的な広がりをしておりまして、世代的にも会社員という大人だけではなくて、子供まで学びのサービスの提供を広げている状況でございます。

私が担当している学校教育向けの取組におきましては、様々な政府系の実証研究等を通じまして、我々自身も学びながら、ICTの利活用を推進するためのコンサルティング事業とか、あるいは支援サービスを御提供しているところでございます。

こちらは先進的な取組ということで、過去10年間に取組んだものを図にしてみました。10年ぐらい前から、学校の授業で1人1台のタブレットを活用した授業活動ということで、研究を行っておりました。

平成26年には、文科省の委託事業を通じまして、教員のICT活用研修のカリキュラムをつくりまして、このときに教材等の作成につきましても、大規模に進めさせていただいたことがございます。

平成29年には、右方でございますが、当時、大きなインシデントが国内で起こりまして、学校における情報セキュリティの重要性が非常に高まりました。こちらの対応ということで、文科省といろんな研究をしながら、最終的に文科省が策定した教育情報セキュリティポリシーガイドラインの策定の御支援をさせていただいております。

さて、現状、今までは学校のICT化といったときに、ここまで進んでいるというのが言えず、ICT化に関しては、非常に課題が大きかったのですが、昨年度、文科省から、タイトルにありますように、GIGAスクール構想が打ち出されております。現在の子供たちというのは、予測が困難な未来を生きる、そういうことが運命づけられているという状況でございますが、こういった未来を生きていくために必要な資質・能力を定義しまして、そちらをバランスよく育てていくのが非常に重要だとされています。

三つの資質・能力、学びに向かう力とか、知識、技能の習得、あるいは思考、判断、表現力の育成といったところをバランスよく行っていくために、ICTを積極的に活用していくための環境整備等を強力に推進するのが、GIGAスクール構想となっております。

現在は、新学習指導要領が順次施行されておりますが、その中でも情報活用能力が非常に強調されております。また、感染症対策等でICTを活用して、学びの場を保障するというような、道具としても活用するということで、事業にかなった構想が強力に推進されているところでございます。

これを簡単に図示して見ますと、ハード面では、児童生徒1人1台のコンピューターを活用するため、クラウドに接続して、能力を最大限発揮するための高速大容量の通信ネットワークの整備を資金面、ノウハウ面で強力に支援しているのが、この構想の大きな柱です。

ただ、それだけではなくて、ソフトウェアとか、あるいは指導体制という面でも進めておりまして、ソフトウェアにおきましては、良質なデジタルコンテンツとか、AI等の先端技術を活用した実証実験を並行して進めつつ、先生方の指導力、あるいは自治体の整備に関する推進のところで、指導者養成研究とか、あるいはICT活用教育アドバイザーによる助言等の支援の仕組みをつくって、最終的に先生とか、子供の力を最大限に引き出すICT環境の整備、活用を進めていく立てつけになっていると理解しております。

ここで、GIGAスクールが構想された理由について、私自身がいろいろと考察する中で、非常に大きなポイントがあるのではないかと考えております。

従来からICTを活用することにつきましては、左の下にございますように、教材研究とか、カリキュラム検討の一環で続けられてきました。ただ、この段階でのICTは、電子黒板であったり、あるいは一つの学校に40台程度のパソコン教室であったりというのが中心でございましたが、今回、これがGIGAスクール構想によって、児童生徒1人1台の環境が実現する、すなわちクラウドに対して、1人が一つのIDを持つ環境で、学習活動が行われるとなりますと、学びをどのように進めているかというプロセスの情報がスタディログとして蓄積されていく、これが非常に大きなポイントだと思います。

このスタディログをきちんと研究、分析していくことによって、先生方の指導とか、あるいは子供の学習支援に活用していくことが可能になってくる。そういう意味で、教材研究やカリキュラム検討は、強力な武器を得ることによって、飛躍的に発展する可能性を秘めています。

また、ICTを活用することによって、様々な先生の公務等の働き方への改革にもつながってくる、これ自体が子供に向き合うゆとりを増やすということで、大きな効果を持つのはもちろんですが、今回の感染症対策でもありましたように、対面を基本としながら、子供たちに様々な支援手段を提供するという意味合いでも、ICTの活用は非常に重要なものであり、それを活用することで、レジリエンスな、強靱な学校が実現していくという側面もあるので、GIGAスクールをしっかりと実現に移していくことが現状の各自治体、学校の注力しているポイントだと言えます。

実際の具体的な事例の御紹介です。

私どもでは、東京都港区にここ7～8年、ずっと御一緒させていただいております。タブレットPC等を2013年度から導入を継続的にしてきておりまして、今年度、GIGAスクールに対応しまして、小学校の場合は、1人1台のiPadを導入するという計画で進めています。様々なドリル教材とか、授業支援ソフトの活用によって、授業及び家庭学習での充実を図っていくところでございます。

その中で、私どもは、この情報化をどういうふうに進めていくかというアクションプランの作成、現場の先生方のICT活用の支援の仕組み、あるいは利活用の研修等を御提供して、継続的にICT化の進展に貢献しております。

続きまして、ICTを活用すると、学びはどのようなふうになるのかということにつきまし

て、文科省の資料で確認をしていきたいと思います。

一斉学習のところでは、真ん中辺にございますが、今まででも電子黒板等を用いて、子供たちの興味を高めるという工夫がなされてきました。それが1人1台のPCの環境をしますと、子供一人一人がどのようなアイデアを持っているかということを一斉に集めたりとか、あるいはアンケートを取って、選択肢の回答状況を即座に全員で確認したりといった、一人一人の反応を踏まえての双方向型の一斉授業ができるようになります。

個別学習の中では、今までですと、一人一人が個別に別の内容をやるというのは、なかなか難しかったわけですが、一人一人の理解度は違いますので、こちらにございますように、別々の難度、あるいはテーマの学習を並行して行えて、学習の履歴が自動的に記録されるといったことができるようになります。こういった学習履歴、すなわちスタディログが自動的に蓄積されることで、新たな次の教材とか、カリキュラムをどうしようかという検討にも生かすことが可能になります。こういった点でも非常にGIGAスクールでの1人1台の端末を持つ意味は、大きなものだと考えられます。

こういうICT化の急速な進展に伴いまして、非常に大きな課題となるのは、子供たちがICTという情報活用を進める際の基盤となる知識をきちんと身につけることです。最近でもSNSの乱用による様々な事件等が発生したりしていますが、こういったところにつきまして、我々は文科省の情報モラル推進事業を4年ほど御一緒させていただいて、子供たち及び指導される先生向けの様々な教材をつくってまいりました。

こちらの作成におきましては、LINE株式会社の協力をいただいているところでございますけれども、様々な動画とか、テキストをつくりまして、子供たちの意識を自ら考えて、他人の立場に立って、自ら考えていただくという教材づくりを進めているところでございます。

先ほどスタディログの話をしてしましたが、学校におきましては、校務系のシステムという成績とか、学籍等のデータを入れたシステムがございます。また、授業や様々な学習では、ドリルとか、授業支援のシステムが使われています。

ただ、今の段階では、教育情報セキュリティのポリシー上、個人情報等の機微なデータをみだりに外へ出さないという制約がございまして、データを相互に流通させることが困難でございました。

これに対して、先生方の働き方改革、実際に今後展開されるデータの活用の世界を考えますと、校務系のシステムからも、あるいは学習系のシステムからもデータを引っ張り出して、それを分析、あるいは情報共有等の対象にしていくという教育データ可視化システムが必要になるというコンセプトを、鳴門教育大学の藤村先生から提示されまして、スマートスクールというコンセプトの下に実現する仕組みを3年間ほど、いろんな会社の協力をいただいて、つくってきております。私どもは、この事務局として、データの可視化システムに情報を受け渡す仕組み等について検討して、集約をしてきております。

これはある市のデータ可視化システムの画面のイメージですが、1人の子供に対して、

家庭の様子とか、あるいは生活の様子、様々な学習のデータが一つのダッシュボードのように見える仕組みが整備されつつある自治体があります。このようなものによって、子供たちを様々なデータから複数の目で見守ることができる。今後、そういうことが実現していく一里塚の実証でございます。

また、スマートスクールの実証と並行しまして、学校ICT環境のこの次はどうなるのかという実証がございました。

こちらにつきましては、徳島県にも参画をいただいて、徳島県の中では、県立の全校に対するWi-Fiを一元的に管理する仕組みとか、あるいは生徒が発現しているものを音声データとしてテキストに変換する、これを使って、先生方の授業改善等の材料にさせていただくエビデンスとして、提供できる仕組み等を検討してきております。

スタディログ自体を分析するところにつきましては、私どもは内閣府の戦略的イノベーション創造プログラムというところで、個別最適化された教育のための先行研究を対応しております。

こちらの中では、東大、京大といったところが様々な学習者のデータ、それこそ脳の活動の状況のデータとか、目線、視線のデータ、実際にノートやタブレット等に記入したストロークのデータ等につきましても、分析対象としまして、それらを収集、蓄積するプラットフォームをつくることによって、最終的に先生方が学習者、子供たちに対応するときの様々な気づきとか、あるいは支援の情報を出せる仕組みを、現在、研究してきています。

レジリエンス化ということを最初に申し上げました。レジリエンス化という言葉は、見慣れないかもしれませんが、様々な事象に対して、強靱な強い学校をつくっていくための取組と考えていただいていると思います。

例えば感染症対策の中でも、LMSを使った学習課題の子供たちへの提供とか、あるいはここにありますようなZoomを利用したオンライン授業が様々な学校で、先生方の努力により行われてきたというのが、今年の4月の後半から5月に見受けられたことだと思います。

コロナ禍で感染の対策のために対面の授業が行えない、その中でも子供たちの学びを止めないために、Zoomで双方向の授業をするときに、私立学校等では、子供たちのつながりをつくっていく。それから、その後に課題を提示して考えてもらって、あるいはほかの人たちと交流しながら、最終的に自分の考えをまとめて、それを先生に提出するということです。

ただ、オンラインの授業は、集中力が非常に厳しくなりますので、そのための運用のコツ等についても、工夫をしながらいろんな先生方に経験していただいたというのが今年状況だったと、いろんな方から話を伺いました。

レジリエンス化の事例として、現状もGo Toトラベル等の取組はありますが、子供たちがまとまって行くことができない修学旅行、あるいは社会科見学等の話がございます。また、そういう状況でなくても、実際に行けない場所、経験、体験できないことを、バーチャル

リアリティの技術を使いまして、学習に取り組むような取組が着実に増えてきています。バーチャルリアリティの機器が低価格化したこと、あるいは365度カメラという全周囲が見られる、記録できるカメラがどんどん増えてきていることも、先進的な取組の材料となっているわけですが、例えばこういうVR画像を活用した震災の体験とか、あるいは理科の授業等で、普段なかなか見ることができない、触れることができないものに対するアプローチが学びの場に入ってきていることが現状だと思います。

最後に、私の発表のまとめとして、今後のICT化につきまして、一言、述べさせていただきます。

1人1台の活用ということでございますけれども、これをやることによって、実際に言葉には直接的に情報活用能力の向上というプラスが期待できます。ただ、これはすぐに効果が出てきますが、先ほど申し上げましたように、スタディログを蓄積、活用していった、これを様々に分析していくことによって、学習者本人が効果的に学ぶ方法や、学びの成果はこういうものだったと気がつくという効果が期待できます。

指導者、教員に関しましては、どのように子供たちの学習を支援したらよいのか、あるいは多面的で公正な評価をどのようにしていけばいいのかというときのエビデンスとしてのスタディログの活用もあるのかもしれない。

こういったものを学校で学ぶときに、効果的な教材を開発するに当たっては、民間の事業者等もサポートに入ることができる、そのためにもスタディログを安全に民間の事業者等にも提供する仕組みを求められることが現状だと思います。

そういう意味で、情報活用の基盤となる知識、態度がスタディログを蓄積して、学校現場のために活用していくためにも、あるいは安全に1人1台のPCの活用した学習活動をしていくためにも、ますます重要になってくる時代であるというのが、現状のまとめになると思います。

私からの発表は以上となります。ありがとうございました。

○坂本座長 西田様、貴重なお話をどうもありがとうございました。学校のICT化について、非常に充実した資料とともに詳しく教えていただきました。

御質問等は、皆様の発表が終わって、意見交換のときにまとめて時間を取りたいと思います。

続いて、齋藤委員、坪田委員の順で、それぞれのお立場からデジタル社会における問題点について、お話ししたいしたいと思います。

資料5に基づいて、齋藤委員、よろしくお願いいたします。

○齋藤委員 承知しました。よろしくお願いいたします。

画面共有をさせていただきます。少々お待ちください。

5分ほどで、我々の教育に関する取組等をお話しさせていただこうと思います。よろしくお願いいたします。

簡単に自己紹介なのですが、私は株式会社メルカリの政策企画という部署におり

ます、齋藤と申します。

主に私は、消費者関係のトラブル対応などの分野で対応すべく、消費者教育とか、安心・安全なフリマアプリの利用に関するコンテンツづくりとか、そういったところを中心に対応させていただいております。

まずメルカリについてというところなのですが、今日、ここは軽く説明するだけにさせていただこうかと思うのですけれども、フリマアプリを主に運営している会社でございます。ただ、そういったフリマアプリだけではなく、キャッシュレス決済の領域においても、取組を進めておりまして、メルペイというキャッシュレス決済等、金融関係の事業を扱っている会社もグループにあります。

我々メルカリ、メルペイといたしましては、C to Cと言われる一般の方同士が取引をするマーケットという形なのですけれども、主にスマートフォンなどから利用できるフリマアプリを立ち上げて、運営をいたしております。

C to Cとか、フリーマーケットのアプリというものは、誕生から我々メルカリとしても7年ほどはたっているのですけれども、全ての方に使っているというわけではありませので、消費者教育とか、トラブル防止をどういったようにできるのかという観点から、様々な取組をしている状況でございます。

そもそもフリマアプリというところなのですけれども、我々の事業の立ち上がり、創業の背景といいますのは、スマートフォンを通じて、世界中の個人と個人をつなげることで、資源を流通させることができれば、誰もがもっと豊かな暮らしをできるようになるのではないかということで、誕生したところが背景でございます。

そういったことから、我々は循環型社会の実現に向けた文化醸成、教育のところを、特に取り組むべきものを五つのマテリアリティーに含めておりまして、そのために文化醸成、教育、安心・安全で公正な取引環境の整備のところをテーマとして、教育啓発等のコンテンツづくりと実際に発信を行っております。

この後、幾つか事例の具体的な内容を御紹介していきたいと思います。

お手元の資料にございますので、今日は、さらっといきますが、もし個別で御興味がありましたら、この後の質疑とか、個別に何か御質問等をいただければと思います。

我々は、ここ数年、特に教育関係の取組を幾つか力を入れて行っているところがありますので、今日はそこについて御説明させていただきます。

8項目といろいろあるのですけれども、特に消費者教育という観点で一番核になりますのは、フリマアプリの安心・安全な利用方法を考える教育プログラムを制作して、展開しております。

我々のほうで、教材など、社内の方からの指導もいただきながら作成をいたしまして、実際にフリマアプリを使う際の注意点とか、こういったところに気をつければいいのだろうかということを、主に青少年とか、保護者の方、教職員の方などを対象として、セミナーなどを行っております。

動画教材なども交えて、実際に高校生などがどういうところにトラブルとしてつまづく可能性があるのかといったことを分かるような形で伝えています。ですので、このプログラムの中では、グループワークでの意見集約や発表とかを行っております。主には家庭科の時間の消費者教育の枠、ほかにも情報モラルの観点の時間帯で呼んでいただくとか、そういった活動をしております。

こういったプログラムに関しましては、幾つか教育委員会様と連携をさせていただいております。高校生向けの出前授業とか、現在はZoomでの授業を一部切り替えて行っておりますが、ほかにも教職員向けの研修会にお声がけをいただきまして、実際にどういった指導をすればいいのかのレクチャーなどをさせていただいております。

こういう内容に関連してくるところでございますが、消費生活センター様が主催するセミナーとか、研修会などでも、我々のほうが実際にその場に赴いて、講演などをさせていただくことがございます。相談員の方向けの勉強会の場合と市民の方向けの研修会という形で対応させていただいております。

ほかにも、紙のリーフレットを作成させていただくといった活動をしております。

ここからはオンラインと変わった事業の例ということでお伝えしていくのですが、我々は事業者という立場がございますので、その中で事業者の色を出すパターンとあえて出さないパターンを両方、実証実験的に試しております。

その中で、今、画面に映っているものに関しましては、例えば実際にメルカリでの出品を体験していただいて、その中で問題点などを考えながら発表してもらおうとか、こういった授業も行っております。

ほかにも、今年はコロナの状況下ではございましたけれども、オンラインのZoomを使いまして、角川ドワンゴ学園さんのN高等学校様とコラボさせていただきまして、未来の価値はどうなっているのだろうかという、未来の価値交換について考えようというテーマで、授業等をさせていただきました。

ここからに関しましては、学童や学校と結ぶ循環型社会を学ぶというテーマで、幾つかコンテンツをつくっておりますので、こちらを軽く御紹介させていただきます。

クイズ形式とか、カードゲームの形式などを用いて、実際に要らなくなった物が誰かの役に立つのだろうかとか、そういった観点で、こういう体験をすることで学んでいただくコンテンツをつくって、提供させていただいております。

ほかにも学校ではないのですが、御家庭内でも活用していただけるようにということで、メルカリかんさつ帳という冊子をつくって、ダウンロードできるような形を準備させていただきまして、御家庭内で要らなくなった物を捨てるのではなく、必要とするほかの人に渡るように出品をしてみるとか、ワークショップの形式でできるようなものをつくりまして、配布等をいたしております。

そういったものをこの夏に行いまして、コンクールというところで、小学校、中学校からいろいろと応募をいただいて、先日、表彰などをしたところでございます。

最後でございますが、現在、検討中のものとしまして、キャッシュレス決済とか、お金に関するところのプログラムを企画しておりまして、こういったところを含めて、我々の会社としてどんどんできることと、ほかの皆様、いろんな会社の方、事業者の方、自治体の方とのコラボレーションなどでいろいろと意見を出し合いながらさらに推進していきたいと考えております。

少し長くなりましたが、私からは以上になります。

○坂本座長 齋藤様、どうもありがとうございました。

続きまして、資料6に基づきまして、坪田委員から、デジタル社会における消費者トラブルの傾向について、御紹介いただければと思います。

○坪田委員 画面の共有を事務局をお願いしております。よろしくお願いいたします。

公益社団法人全国消費生活相談員協会の坪田と申します。よろしくお願いいたします。

私どもの団体は、消費生活センター等に勤務する消費生活相談員を主な構成員として活動しております。

次のスライドをお願いいたします。その一つに週末電話相談がございまして、相談の傾向は、消費者白書に示されている特徴と同じですが、本日は、若年者の典型的な相談事例を定期購入以下、10事例をお示しいたしました。

時間の関係もありますので、詳しくは資料を御覧いただければと思いますが、簡単に御説明をしていきたいと思っております。

次のスライドをお願いいたします。事例1と事例2は、定期購入です。

青字と赤字を御覧ください。SNSの広告が発端となり、お試しの豊胸サプリメントの購入です。支払いはコンビニから後払いです。

次のスライドです。こちらは動画サイトの広告がきっかけとなりまして、筋肉増強サプリを購入し、カードで支払っています。

次のスライドをお願いします。SNSで紹介されたショップからの購入です。

最近個人がネットを通じて物を販売することが容易になりました。また、宣伝もSNSを通して、簡単にできるようになっています。

次のスライドです。こちらはフリマの相談です。

フリマの利用者が増え、仕組みも進化してきましたが、トラブルに遭った際、最終的には個人間の問題となってしまう、解決が難しい現状もあります。

次のスライドです。事例5、事例6は、子供がオンラインゲームで高額を使ってしまったというトラブルです。

スマホにカード番号のデータが残っていたようで、簡単な操作でカード払いができる点が裏目に出てしまったという事例でございます。

次の事例です。こちらは親が子供にオンライン学習のために教えていたパスワードが原因となって、ゲームでお金を使ってしまったようだという相談です。

パスワードとの事実関係は不明なところがありますが、ゲームだけではなく、子供も日

常的にオンライン生活をするようになったことを表している事例でございます。

次のスライドです。こちらはSNSがきっかけで、プレゼントに応募する際に個人情報伝えてしまったが、プレゼントどころか、請求されたというトラブルです。

次のスライドです。事例9と事例10は、サイドビジネスに関連したトラブルです。

ネット検索で効率よく稼げる方法を教えるとあり、実際に事業者の事務所兼自宅という場所に出向いています。きっかけはネットを介していても、実際に出向いていき、勧誘を受け、契約をしてしまっているというトラブルです。

共通しているのは、ネット情報に疑いを持っていないことです。リアルな閉ざされた場所に行きまして、勧誘を受けることとなりますので、ネットトラブルでもありますけれども、退去妨害的な状況もあるトラブルとなっています。

次のスライドです。以上の10事例から、若年者のトラブルから見えることとして、簡単にまとめてみました。

日常的にトラブルは大変多くなっています。しかも、コロナ禍で加速しています。特に興味、関心がある情報はSNSからであって、ターゲティング広告となっている状況もあります。

以下、右のほうに書きましたが、これは購入者が持つ願望です。スマホの画面を見てみると、この願望が掘り起こされ、また、かき立てられ、あたかも自分にとっても良い話、簡単と呼びかけてくるような状況になっていることが、相談者からの聞き取りから感じています。

最後のスライドになります。お願いします。現在は、ネットの匿名性、空間を選ばない点、また、開業準備が不要だということから、様々な境界が曖昧になってきていると感じています。境界のない広く複雑で多様な市場において、無防備な若者がトラブルに遭っていることが見えてきます。

以上、若者が置かれている状況を簡単に御紹介いたしました。御清聴ありがとうございました。

○坂本座長 坪田様、どうもありがとうございました。たくさんの事例を御用意いただきました。

それでは、御発表をいただきました内容についての御質問やコメント、または日頃から感じているデジタル社会の課題についてのお考えなどを、委員の皆様にご発表いただければと思います。

最初に、名簿の順番で御発言していただこうと思いますので、阿部様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○阿部委員 よろしく申し上げます。

徳島県消費者情報センターで消費生活相談員をしております、阿部と申します。よろしくお願ひいたします。

当センターは、県の消費生活センターで、相談業務と啓発業務を相談員9名で対応して

おります。相談件数は、ここ数年は年間2,500件ぐらいで推移しておりましたが、今年度は新型コロナの影響もあり、例年よりも増加傾向にあります。

昨年、消費者庁のプロジェクトとして全相協さんが実施している、LINEを利用したSNS相談も試験的に行いました。本年度も11月1日より実施しております。

また、電話や来所相談に加えて、メール相談も行っておりますが、例年に比べて、今年度はかなり増加しております。特に20代のメール相談が多く、電話よりもメールのほうが相談しやすいという意識があるのかもしれません。

最近多い相談事例ですが、先ほどの坪田委員さんと内容がかぶるところもありますが、例年よりも、実際、年代に関係なく、通信販売のトラブルが後を絶ちません。中でも定期購入の相談がすごく多いです。特にコロナ禍で自宅にいる時間が増えたこともあり、今まで通信販売を利用したことがない人たちが利用し始めて、ついトラブルに遭ってしまったという事例もあります。

また、若年者のトラブルも毎年のように増加しております。特にオンラインゲームの高額課金の相談については、低年齢化の傾向にあります。以前は主に契約当事者が高校生とか、中学生の相談が多かったのですが、3年前ぐらいから当事者が小学生、特に7歳とか、8歳といった低年齢の相談がかなり増えてきました。

ゲームをしている機器についても、以前は家族で共有しているタブレット端末とか、お父さんやお母さんのスマートフォンでゲームをしたということが大半だったのですが、最近では小学生でも自分のスマートフォンを使ってゲームをしてしまったとか、また、おじいちゃんやおばあちゃん、お父さんやお母さんのクレジットカード番号を入力して課金してしまったという御相談も増えておりますし、金額も以前は10万円前後の御相談が多かったのですが、最近では100万円を超えるような御相談もかなり多くなってきております。

また、大学生や社会人になったばかりの20代前半の人に多いトラブルとして、マルチ商法の相談が急増しております。これは徳島に限ったことではなくて、全国的にも増えていると思います。既に今年10月時点で、昨年1年間の相談の2倍以上の件数になっておりまして、啓発活動も行っているのですが、かなり厳しい状態です。商品や物の売買がない、例えば仮想通貨とか、アプリを使ったようなウォレット口座などを流通させていくような、いわゆるモノなしマルチの相談が大半で、実際、お金がなくて、サラ金などで借金をしてお金を払ったというケースも増えております。学生時代の先輩とか、会社の上司などから勧められた場合、断りにくい状況や人間関係が作用して契約をしてしまう。また、先ほど坪田委員の話にもあったのですが、どうしてももうけ話に気持ちが揺らいでしまうことがあります。増えているのではないかと思います。

SNSやキャッシュレス決済の普及により、契約するきっかけというのはどこにもあっても、誰でも簡単に契約しやすくなりましたが、契約内容はとても見えづらくなりましたし、かなり複雑で、私どもセンターでもトラブルを理解することが難しくなっている状況も現実にあります。なので、実際、啓発で有効的な教材が急務になっていると思いますので、参

加させていただきます、何かいいものができたらいいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私の話は以上です。

○坂本座長 ありがとうございます。相談現場の状況が分かりました。

次に稲倉委員、お願いいたします。

○稲倉委員 私は、普段、大学生と接しているのですけれども、一つ印象的なことがあったので、共有させていただきたいと思います。オンライン授業の一貫で、YouTubeに私の講義の動画をアップして、それを見てもらうということを一度試験的にやってみました。残念なことに、授業の冒頭と最後のほうしか、みんな閲覧してなくて、多くの学生が途中の動画を早送りしていました。後日、動画の何分ぐらいのところで、学生が何人ぐらい見ていて、ここは飛ばしていましたといった情報を学生に伝えたのですが、印象的だったのは、学生達が「背後でそんなデータを取られているとは知らなかった。」と口にしていたことです。つまり何が言いたいかというと、学生は様々なサイト等にアクセス、クリックしているのですけれども、背後でどんな情報を収集されているか想像すらしていないということで、非常に怖いと思いました。ですので、これからデジタル教材を考える上で、自分がクリックして（ときには、積極的にクリックしていない場合でも）、どんな情報が収集されているかという部分を伝えていきたいと考えています。

以上です。

○坂本座長 ありがとうございます。次に坂倉委員、お願いいたします。

○坂倉委員 坂倉でございます。

私は、消費者関連専門家会議、略称ACAPの専務理事をしております。

本日は業務の関係で徳島に伺えず、Webexの参加で失礼いたします。

私どもACAPという団体は、企業や団体の消費者関連部門に所属しまして、日々、消費者の声に接している責任者、あるいは担当者が集う組織でございまして、現在、会員数は約900名、会員企業数は約600社でございます。

感想と質問を1点ずつお話しさせていただきたいと思います。

感想といいますか、私どもの事業者団体は、学校教育に深く入っておりませんので、視点は違うかもしれませんが、企業の従業員教育という視点でコメントをさせていただきたいと思います。

昨年、ACAPの会員企業にアンケート調査をしたのですが、従業員教育をどのようにやっているかということ、いわゆる消費者視点、お客様視点の教育、消費者の声を聞いて考えるとか、目線を合わせるといふ教育は、61%の企業がしていたのですが、一方で、消費生活教育、消費者被害に遭わないとか、消費者法の学習などを行っている企業は15%でした。それも新入社員、あるいは退職間際のシニア向けの研修がほとんどという状況です。その中でも、実施している企業を見ると、社内のイントラネットを利用したe-Learningをしている企業が多数でした。今はコロナの影響もあり、集まりにくいので、e-Learningが今後も

広まるのは間違いないと思います。

今回は、高校・大学向けの教材ということなのですが、今の高校生や大学生は進んでいますので、社会人にも転用できると思います。一般的な意見になりますが、

1点目は、デジタルは進化も早くて、情報もすぐに古くなりますし、次々と新しいツールや消費者問題も起こるので、絶えず内容のアップデートが今までの教材よりも求められると思います。

2点目は、使い手が内容や時間に合わせてカスタマイズできる編集可能なもの。

3点目は、事例紹介の動画などが欲しい。

企業の社員教育の観点でいうと、このような教材がいいのではないかと思います、これは学校現場でも同様だと思います。

質問なのですが、NTTラーニングシステムさんの御説明を初めてお聞きしまして、学校のICT化というのは大変すばらしいと思いました。一方で、教員の方々へのリテラシー向上など、課題も多いのではないかと思います。

港区ではこれだけ取組が進んでいるのですが、

- ・教員の方への研修にはどれぐらいの時間をかけていらっしゃるのか。
- ・また、どうして港区ではこういう取組が進んだのかということ。

この辺り、お時間があればお聞きできればと思います。

以上でございます。

○坂本座長 ありがとうございます。

御質問に対して、西田様、御回答いただけますか。

○西田取締役教育ICT推進部長 港区様に限らず、先生方のICT活用指導力というのは、全国的に様々な課題がございます。

港区様に関しましては、毎年夏にはほぼ全員の教員の方を対象に、「活用研修」を行っております。

それ以外に、ICT支援員とありますが、巡回型で各学校を1週間に1回、2回とか回っている支援員が、「先生、今週はこんなものがあります。」という感じで、活用のTipsですとか、あるいは新しい仕組みの御紹介をやる役目を担っております。

先生方は非常にお忙しいので、「活用研修」だけでは、腑に落ちるところが少ないということが課題です。

ICT支援員等を活用したミニ研修という仕組みをうまく作り込むことにより、先生方が普段疑問に思っていることを、ちょっとした隙間時間で聞いていただけるとか、あるいは支援員が提供したTipsが、次の授業づくりのときにこんなふうに役立ったという事例に結びついて、それをまた支援員が別の学校にお知らせするといった、そういう情報共有の媒介にもなっています。

支援員という仕組みをうまく利用することが、港区の中での取組をうまく進める原動力の一つになっていると思っております。

お答えになっていますでしょうか。

○坂本座長 ありがとうございます。

○坂倉委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○坂本座長 ありがとうございます。消費者教育を進める上でも参考になりました。

次に西村委員から、御質問、コメント等々、お願いいたします。

○西村委員 阿南光高校の西村陽子と申します。学校では、家庭科の授業を担当しております。よろしくお願いします。

私が勤務する阿南光高校は、6次産業化に携わる人材を育てるという目的で、家庭科の家庭基礎以外にも様々な専門科目が置かれており、物を売る側に立つためには、やはり消費者のことも知らないといけないということで、消費生活という授業も2年生で選択できるようにになっています。

家庭科の授業を通じて感じていることは、ここ数年で一気に電子マネーが普及してきていますが、当校の生徒の使用状況はどうかかと思い、授業中に問いかけてみたところ、私が想像していたよりも実際に使っている生徒は少なく、「スマートフォンで買物をしないのか。」と聞くと、「それはしている。でも、支払いは代引きが多くて、電子マネーとか、クレジットカードは使わない。」という生徒が今のところは多いように感じました。ちょうど今、変わっていつている真っ最中だという感じがしています。

2～3年後の授業で同じことを聞くと、全く違う答えが返ってくるのではと感じているところであります。

先ほどもあったのですが、消費者問題は、勉強してもいろんな問題がどんどん起きてきて、なかなか追いついていかないだろうと感じています。

誰にも言えなくて困っている生徒もいるだろうと想像しながら授業をしていて、『社会への扉』を使ったときに、家庭科の授業の内容は全部忘れても、188の番号だけは覚えていて、泣き寝入りせずに相談するようにということを最後に伝えて終わるようにしています。

今後、教材であつたらいいと思うものは、今、自分が問題に巻き込まれているということに気づけるような、質問形式のアプリであるとか、こんな状況になっているから、自分は既に問題にはまっていると気づけるような、そういったアプリがあつて、生徒に配られるタブレットでできるものもいいのですけれども、生徒はいつもスマートフォンを手に握って生活しているので、スマートフォンに落とせるようなアプリがあると、もう少し身近な問題解決につながると思います。

高校を卒業してしまうと、一斉に消費者教育を受ける機会は少ないと思うので、それまでに自分の身を守る方法を伝えていけたらと授業をしています。よろしくお願いいたします。

○坂本座長 ありがとうございます。

次に野本委員、よろしくお願いします。

○野本委員 徳島県立鳴門渦潮高校の野本と申します。よろしくお願いいたします。私も西村先生と同じく、高等学校で家庭科を担当しております。

本校では、家庭総合4単位ということで、1年生で週2時間、2年生で週2時間の学習をしています。その中で、現在、消費生活に関する分野は、経済生活を設計しようという分野、年間14時間程度の取扱いとなっています。ただ、高等学校では、現在、家庭基礎という科目を履修している学校も多くありますので、その場合は1学年の間に週2時間の授業があり、いろいろな分野がある中の消費生活分野で、恐らく7～8時間程度が消費生活に充てられているかと思います。

本校では、消費者庁作成の『社会への扉』を活用しながら、契約やクーリングオフ、キャッシュレス決済等について学習をしています。また、先ほどもあったのですが、問題商法やクレジットカードの利用のトラブルや多重債務などについては、DVDなどの動画を活用して、映像教材で学習するようにしています。

現在、本校の生徒もほとんどの生徒がスマホを持っております。私も西村先生と同様に、最近の授業で電子マネー等を利用しているかどうかを生徒に聞いてみたことがありました。私は西村先生とは逆に、全く使っていないか、ほとんどが現金支払いだと思っていたのですが、クラスの4分の1もいかないぐらいの少人数ではありますが、保護者の方と共同でアプリなどを活用しながら、電子マネーやスマホで決済して、コンビニなどでは支払いをしているという生徒がおり、思っている以上に多かったので、恐らくここからまた増えていく時代になるのだと思うています。

また、本校の取組で、授業以外の部分では、出前授業等を活用させていただいて、県の消費者政策課や消費者情報センターなどと連携し、大学の先生方とも連携を進め、携帯電話やSNSの適正な利用の講演会ですとか、エシカル消費の講演なども実施しております。また、現在、各校では『エシカルクラブ』という活動をしておりますので、その中で様々なエシカル消費を啓発普及するような活動に取り組んでいます。

今回の教材の開発に当たってですが、今年度の1年生の多くは、成年年齢引下げの対象となる学年となっております。生徒に確認したところ、これまでにそのようなことをずっと言われてきている学年のようですので、本人たちも何かしら気をつけなければいけないですとか、注意をしなければいけないということは分かっているのですが、実際にどんなトラブルがあるのかということまでは認識できていません。

また、消費者に関する法律などについてですが、教科書中心の授業では、法律名や名前だけを覚えるような形になりがちですので、実際にトラブルに遭ったときにどのように対処すればよいかをシミュレーションできるような教材や、キャッシュレス決済などを手続から利用まで体験できるような教材などができればいいのではないかと思います。インターネット、スマートフォンの普及によって、ネットショッピングやC to Cの取引なども増加しておりますので、情報の正しい見分け方や意思疎通、情報リテラシーをしっかりと身につけられるように、今回の教材開発で自分自身も勉強しながら、一緒に頑張ってい

けたらと思っています。よろしくお願いします。

○坂本座長 野本先生、ありがとうございました。

次に藤川委員、お願いいたします。

○藤川委員 改めてですけれども、私は一般財団法人LINEみらい財団の藤川と申します。

私どもは、昨年12月にLINE株式会社が設立した財団でございまして、情報モラル、プログラミング教育、金融リテラシーといったような、ICT教育に関連する事業を行っているところです。数年来、LINE株式会社に進めてきた情報モラルの講演等を引き継いで、今、私どもが実施しているところです。そういった意味では、いわゆるネットに関連する啓発事業に重心を置いて行っているということです。

今、改めて思ったのですが、啓発というのは、それを聞いていただく青少年、大人の方、そういった方の心に届くというか、心に残るといえるのは、非常に難しいところがありまして、そこを数年来工夫してやってきたところです。怖がらせるだけでは応用が利かない、びっくりするだけではきちんとそれが使いこなせるようにならない、そういったことがありましたので、先ほど齋藤委員からもお話がありましたけれども、私どもではワークショップ等を工夫して、自分事として考えてもらえるように取り組んできたところです。

また、プログラミング教育に関しては、学校の先生に授業を実施してもらえるような教材をつくってきたわけですが、例えばパワーポイントのスライドをお渡ししただけでは、学校の先生方は準備が大変で授業に結びつかないところがありましたので、指導のためのガイドラインも用意する、そういった工夫をしてきたところです。ですので、今回の教材開発においても、同じような工夫というか、コンテンツだけではなくて、取組や制度を支えるようなやり方が必要だと思っているところです。

以上です。

○坂本座長 ありがとうございます。

これから自由討議になるのですけれども、その前に御発表いただきました齋藤委員から、御質問、コメント等は改めてございませんか。

○齋藤委員 ありがとうございます。

補足を含めて少しだけお話しさせていただければと思いますが、我々が教育啓発に取り組んでいるときの気づきなのですけれども、そもそも教材をつくったときに気をつけたポイントが幾つかございまして、フリマアプリという、知っている生徒さん、もう使ったことがある生徒さん、保護者の方も含めてなのですが、そういった方と使ったことがない方との知識の差がかなり激しくあります。もちろん使っているという高校生も中にはいらっしゃるのですが、そういう子たちは自然と使い始める癖といいますか、どこに気をつければいいかということに、自分で気づいて使ってくれている人たちももちろんいます。やはりその差がありますので、我々がコンテンツをつくったときに、まずフリマアプリとは何かということ、2分程度で流す動画をつくりまして、それを授業の最初に流すことで、基本的な知識を知っていただき、こういったものだということを分かっているという工

夫をいたしました。

そのときに、さらに1点工夫したところは、メルカリという色をあまり出さないようにしようと、その動画では考えまして、ほかのフリマアプリですとか、C to Cのサービスにも置き換えて考えていただけるような形で、ロゴが出てはくるのですが、メルカリが、メルカリがということは言わないような形のコンテンツをあえてつくって、まずフリマアプリとは何かということを御紹介しました。

先ほど藤川さんもおっしゃっていましたが、先生方にどうやって指導していただくかということもポイントになりますので、その際の指導の手引ですとか、そういったところも併せて御提供させていただくこともありました。

もともとこれはオフラインで、実際に対面で授業をすることを考えてつくっていたコンテンツだったので、今年はコロナの状況がございましたので、途中からオンラインでも対応できるように、スライドですとか、そういった内容を調整いたしました。特にコロナの状況がございましたので、グループワーク自体があまりできないということもございましたので、個人ワークをして、先生が取りまとめて、例えば遠隔でつなげている私のほうに意見を伝えていただくとか、そういった柔軟な運用ができるに、注意して運用しておりました。そういった工夫も必要だと思いますけれども、学校現場の先生方との連携ですとか、どこに困っているのかということのを酌み取った上での教材づくりですとか、そういったところが必要なのではないかと思っております。

最後に1点だけですが、我々は小中高生ですとか、小中高から、こういった形でセミナーの依頼をいただくことが少しずつ増えてはきたのですが、大学生へのアプローチがなかなか難しいと個人としても考えておまして、一斉に授業をする機会というのは、大学向けにはそんなにありませんので、それこそキャッシュレス決済ですとか、フリマを本格的に使い始める大学生、20歳前後ですとか、その辺の世代に向けて、こういったアプローチがいいのだろうかというところは、今、課題としていろいろ考えている状況でございます。

長くなりましたが、私からは以上でございます。

○坂本座長 ありがとうございます。既に教材をつくられて、いろいろとしていただいている立場から、大変貴重なコメントをいただきました。

坪田委員、改めて何かございませんか。

○坪田委員 ありがとうございます。

幾つか皆様の御意見を伺いまして、感じたことを述べさせていただきます。

1点目ですが、フリマアプリを使った問題点というのは、どの事業者がされても、C to Cの共通した問題点があると考えております。ですので、個社の問題ということではなくて、根本的な消費者問題の原因をしっかりと押さえた教材にしていけば、事業者さんのモデルが変わっていった場合でも、問題点は同じですので、応用力が利くと思われました。

高校の先生から、まだあまり使っていない生徒さんがいらっしやると伺いました。私ど

もも団体で、小中高大学とあちこちで講座をしておりますが、高校生の場合はそこまでの危険な社会にもまれていない方がたくさんいらっしゃいます。しかし、私は東京都内で長らく相談員をしておりましたが、高校を卒業しますと、これが一気に増えます。地方から進学や就職で都会に出てきた方々が被害に遭って、相談にいらしているという現実を知ると、現実の社会を見つめる教育も必要だと思っております。

それから、どうやって啓発をして浸透させていったらいいかという御意見も伺いました。コロナの前は、どちらかというと、対面による集合研修をやっておりました。そうしますと、消費生活相談の現場にいる相談員が行って、実際にこんなことがあったという話をすることによって、自分事として捉えて、現実味を帯びて、しかも、地元のセンターの相談員さんがいらっしゃった場合ですと、身近なこととして受け止めていただくという、いい事例がたくさんありました。しかし、これがデジタル化された場合、多くの方が受講できるというメリットはありますけれども、どこまでマインドを届けていくかということは、一つ大きな課題だと思っております。

最後なのですけれども、先ほど先生からスタディログの話がありました。最初と最後だけ皆さんよく見ているとか。これにつきましては、私どももいろいろと考えているところなのですけれども、ログが残る、受講生のほうがそういうことを知らなかったということも、ある意味、自分の情報管理ということ、プラス面、マイナス面を考えて、両方で適正な情報収集の在り方を考えていかななくてはならないと思っております。反面、せっかく寄せられた情報をどういうふうに学習教材の中や指導書の中に反映させていくかという、活用ということも、今後、考えていく課題だと思いますし、そこは応用範囲が広いところだと思っております。

以上です。

○坂本座長 どうもありがとうございました。

ここからは自由討議なのですけれども、デジタル関係の消費者トラブルは非常に増加しているということで、ここでどのような教材をつくっていくかということを検討していくわけですが、特に今年度は高校・大学で活用しやすいものをつくりたいので、委員の皆様からも自由にこんなものが欲しいみたいな意見をいただきたいのですけれども、今日は特に今年度あと2回でつくらなければいけないものに向けて、このトラブル、こういうことが起こっているということをしっかり知らせる資料をつくりたいと思うので、これは知らせたいという意見をいただければと思います。

今、伺っていたところ、インターネット通販の基礎みたいなところがあります。定期購入とか、クレジットカードの管理をちゃんとしましょうみたいな、それをしないと知らないうちに高額課金などになりますとか、でも、インターネットを通じた取引の基礎みたいなことが必要で、その中で、さらにB to CとC to Cは違う、C to Cというのはそれに共通したトラブルが見られるみたいなことが、一つあったらいいと感じたところです。

そして、キャッシュレス決済です。キャッシュレス決済は、高校生向けの教科書をつく

っている関係もあって、この間、指導書をつくって、それにどういうふうに乗せたらいいのかというのは、相当悩みました。どんどん新しいものが出てきて、しかも、今、すごく複合的です。プリペイドなのだけれども、結局はクレジットからオートチャージされるみたいな感じのものとか、これを分かりやすく説明するというのは、すごく難しいと思っていますところ。キャッシュレスのことをしっかりやらなければいけないというのが一つです。

いろいろな自分の行動、それこそ動画をどういうふうに見ていたかもそうですし、どこでどういう買物をしたかということは、情報が全部収集されているということに対して、意識の促しや注意をさせるということが必要だと思っています。

今、その四つは要ると思っていますところですが、さらにこれは要るのではないかということ、委員の皆様からざっくばらんに御意見をいただければと思います。

オンラインで御参加の委員の方は、カメラに映るように手を挙げていただき、もしくは「〇〇ですが、発言よろしいですか。」と言っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

会場にいる委員の皆様も、ぜひざっくばらんに御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

詐欺みたいなものも要ると思います。学生さんがマルチで売るほうになっていて、自分が悪いとは思っていない。どうしようということで、放っておいてみるみたいな話をしていて、放っておかないでと、この間言っていたのですけれども、被害に遭っていても、遭っていないと思っているケースもあったりするわけです。そんなことも気づかせなければいけないでしょう。

あと、どんな観点で教材をまとめていったらいいかというのは、難しいと思っていますところ。

何かございませんでしょうか。どうぞ。

○阿部委員 ネット通販の基礎がすごく必要だと思っているのは、主に中学校ですけれども、家庭科の時間で法律などは多少勉強したりして、ネット通販はクーリングオフができないということも絶対に勉強はしているはずなのですが、通販でクーリングオフしたいと言って電話をかけてくる子どもたくさんいまして、復習ではないのですけれども、中学校の教材に上乘せした何か、続いたものを多少のせて、そこにプラスαに関連したものをのせるほうが、つながりができていいという気がします。実際、中学校のときのことは忘れてしまっているのです。

○坂本座長 クーリングオフは、何でもかんでも都合が悪いものは後から契約をやめられると誤解して覚えている人がほとんどなのです。大学生はほとんど間違っている状況なので、クーリングオフというのは、クーリングオフができる特別な契約でしか使えないということと言うと、知らなかったみたいな感じです。いい加減に契約しても、後から何とかなると誤解している消費者が多いです。基礎的なところは確かに必要だと思います。

○阿部委員 そこは押さえておかなければいけないところだと思います。そこをすっ飛ばしてしまって、新たなものを教えても、きっと入っていかないと思います。

○坂本座長 デジタルに限らず、知っておかなければいけない基礎があるということです。ありがとうございます。

ほかにどうですか。どうぞ。

○野本委員 質問なので、御意見があればいただきたいのですが、先ほども申しましたように、現在の高校1年生の子たちは、2022年に成年年齢引下げの対象になるということで、様々な消費者トラブルに遭う可能性があるということは、私たちにも言われていますし、生徒たちも少なからず言われていたりするように思います。ですが、実際にはどんなトラブルが想定されるのかとか、私たちがどういうことを生徒たちに伝えていかなければならないのかということは、教員の立場として見るものと、また、委員の方々から見て、恐らくこういう心配がありますということがあれば、教えていただけたらと思います。そういうものもここに織り込めたらいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○坂本座長 今の高校1年生が高3になったときに、誕生日を迎えて、そこで成年になるのです。今の高2の子も、高校を卒業した瞬間に18歳で、18歳成年なのです。

○野本委員 今の1年生、2年生は、いろいろ心配をされるというか、気をつけなければならない学年です。

○坂本座長 坪田委員、いかがですか。

○坪田委員 単純に言えば、今まで20歳だった未成年者取消しが18歳に引き下げられるので、その方たちも同じトラブルに遭うということが一つ言えると思います。ただし、高校生の場合と今までの20歳では、行動半径が若干違いますので、蓋を開けてみなければ分からないところもありますが、少なくとも親の同意が必要ですよと言われていたところがなくなります。

それから、消費生活センターに相談をされたときに、未成年者取消しですということで、取消しを主張できるところが、できなくなるというところは大きな違いですので、今の若年者の方のトラブルがもう少し低年齢化していくことを想定して、教材の中に取り込んでいくのが一番だと思っています。

○坂本座長 ありがとうございます。

阿部委員はいかがですか。

○阿部委員 相談は日々刻々と変わっていつているので、なかなか難しいところではありますが、20歳になって、すぐに契約をしてしまう具体的なトラブルとしては、マルチ商法のトラブル、エステの契約などがあります。そこで未成年者と成人との違いが出てきたりもします。

あと、例えばお小遣いをためてバイクを買ったり、車を買ったりということもできてくるのではないかと思いますし、今のところは、通信販売なども未成年者だと主張することも可能だと思いますが、それができなくなるということも出てくると思います。

○坂本座長 徳島だと、特に中古車とか、バイクを買いたいというニーズがすごくあるし、リアルでも結構トラブルになるのに、さらにネットでいうと、すごく難しくなるかもしれないです。ありがとうございます。

齋藤委員、メルカリでは、若い子にこれは気をつけてほしいとか、そういうものはございませんか。

○齋藤委員 サービスの前提を申し上げますと、もともとサービスの立ち上げ直後などは、20～30代の女性が利用者層としては多かったのですが、最近は下にも上にも満遍なく広がっている状況でございます。高齢の方ももちろん利用されておりますし、保護者の同意があれば、未成年でも利用できるという位置づけになっておりますので、中高生ですとか、高校生ぐらいでも利用する方は多くいらっしゃいます。

その中で何を伝えるかということなのですが、トラブルなどをいろいろと見てみると、コミュニケーションの違いですとか、そういったところでのトラブルも見受けられます。例えば高校生ぐらいですと、同世代、先輩、後輩ぐらいの年代ですとか、保護者や大人、先生ぐらいしか、社会との繋がりが無いと思うのですが、フリマアプリ等を使いますと、いろいろな世代、それこそ性別も年齢も住んでいる場所も分からないような方とやり取りをすることになりますので、コミュニケーションに気をつけないと、その言葉が相手にちゃんと伝わるのかとか、自分の意思をちゃんと伝えられているのかとか、失礼がないのかとか、そういった要素でのトラブルもあり得ますので、SNSなどと似ているところもあるのですが、コミュニケーションの観点で相手に配慮しましょうとか、そういった観点を、今、特に青少年に対して伝えたいと思っています。

もう一つ、あえて述べるとすると、利用規約などは全部読んでいただきたいのですが、何をどう書いてあるのかということですか、そういったところをもっと見ていただく努力を我々事業者もするべきだと思います。また、逆にそういったところの解説ですとか、こういった点を書いているということをやっとでも見ていただくような、そして、何かトラブルがあった場合には、そういえば、あそこを書いてあったから、問い合わせしてみるといいとか、そういった気づきを与えるようなものができるといいのではないかと思います。

今、言った後半に関しましては、もしトラブルが起きた場合にどこに相談すればいいのか、事業者にもまず相談して、それでも解決が難しい場合には、生活相談員様に相談するか、もしくは別のルートで相談ルートがあるとか、そういったことも含めた気づきを与えることが重要な観点なのではないかと考えております。

○坂本座長 ありがとうございます。

売り手になるときに、コミュニケーションのトラブルとして、説明不足などといったものが結構ありますか。

○齋藤委員 これまでの教育ですと、買う側、一般的に言う消費者側の立場でこういうことに気をつけましょうとか、事業者の甘い何かにだまされないようにしましょうとか、そ

ういった観点の教育が多かったと思うのですが、フリマに始まったことではないのですが、最近の状況ですと、自分が提供者側になるとときには、例えば染みのあるシャツを売るときには、ちゃんとここにありますということを写真と文字で伝えるとか、ほかにも相手に失礼ではないかという配慮をした上で、文字のメッセージを書き込むとか、そういった仕組みなのかということを理解していただくことが必要なのではと考えております。

○坂本座長　ありがとうございます。

藤川委員、今、大学生は、LINE Payを使っている人がいるのですけれども、そのトラブルでは何かありますか。

○藤川委員　決済のトラブル、いわゆる消費者トラブルというか、システム的にどうなのかといったことは、私どもに限らず、個人情報管理といったところで幾つあったかとは思うのですけれども、正直申し上げて、例えばLINE Payで買物をするときには、こういったトラブルは起きていない状況です。例えばコンビニエンスストアでLINE Payを使う、ほかのPayを使うといったときに、何かおかしいことが起きるということは、ほとんどないと思います。

○坂本座長　ありがとうございます。

齋藤委員、メルペイ関連はどうでしょうか。

○齋藤委員　実際、使うというところまで進んでいる状態ですから、そんなにトラブルはないと思うのですが、お金がどういう仕組みで使われているのかというところの認識が、そんなにないまま使ってしまったのではないかと思います。先ほど前半でお話がありましたけれども、結局クレジットカードから引き落とされているとか、どういうふうにチャージしているのかとか、その仕組みが意識しにくくなっている状況にございますので、全体としてはこういった流れになっているということを理解した上で利用していただくことは必要なのではないかと思います。

あとは、セキュリティの観点などでの意識を高めることも必要だと思います。例えばスマートフォンなどで決済をする場合には、スマートフォンのロックはもちろんですが、自分のパスワードの管理だとか、銀行との接続の際に気をつけることなど、こういったところを注意すればいいのかという、ポイントを押さえておくといいのではないかと思いました。

○坂本座長　ありがとうございます。

だんだん時間も迫ってきますが、委員の方、御発言とか、御質問などはございませんか。西村先生、どうぞ。

○西村委員　先ほどのPay系のお金の動きについてですが、私も十分に分かっていなくて、これまでのクレジットカードでしたら、三者間契約ということで、教科書にも図が載っているのですが、電子マネーだけれども、出どころはクレジットカードで、このお金は一体はどのように動いているのか、生徒にも十分説明し切れないし、クレジットカードの三者間契約だけでも、生徒が理解するにはすごく時間がかかるのです。そういったデジタル教

材があると、ここで買物をして、このカードやスマホを使ったときに、どこからがスタートでお金が動くのかという動画のような教材もあると、私も分かりやすいし、生徒と一緒にしながら説明できると思います。よろしくお願いします。

○坂本座長 ありがとうございます。

徳島の子たちは、d払いとか、そんなものを使っているようです。

スマホキャリア決済ですね。

交通系のICがないので、徳島は全国に比べるとキャッシュレスが進んでいないということが、調査をしてみたら分かったのですけれども、一般に高校生は交通系のものを使っていますね。

○坂本座長 坂倉委員、お願いします。

○坂倉委員 私どもで一番気になるのは、デジタルプラットフォームの取引でありまして、日本の大手は全く問題ないと思うのですが、最近は海外の業者も入ってきて、国際的な取引を交えてトラブルになってしまっているということ、また、そういったところに商品が流れて、困っていらっしゃる企業もいると聞いております。

教える場合にポイントは三つあると思っていまして、

一つ目は、先ほどお話がありましたが、一体これはどういう仕組みになっているのか、何者なのかという仕組みを理解するということ。

二つ目は、どこに注意したらいいのか。被害に遭わないためにどこに注意したらいいのかということ。

三つ目は、トラブルに遭ったらどこへ相談すればいいのか。188に電話をするとか、そういうこと。

仕組みを理解する、注意点を教える、トラブルに遭ったときの対応、この三つをセットで教えてあげる必要があると思います。最近の若い人を見ていると、デジタルプラットフォームがツールのように使われているのですが、実はツールではなくて、商取引だという認識を持っていただくと、少し違うという気がしました。

○坂本座長 ありがとうございます。

ほかに委員の皆様から御発言はございませんか。お願いします。

○藤川委員 今回、高校・大学という話だろうと思うのですが、今回、教材を開発して、例えば高校において、この教材を活用した授業というのは、一般的に何コマぐらい実施できるのか、要はどれぐらいの時間をかけることが可能なのでしょうか。もしよろしければ、西村先生、野本先生にもお伺いできたらと思います。

○坂本座長 家庭基礎と家庭総合、二つ科目があるのですけれども、どちらかになると思います。お二人とも家庭総合ですか。

○西村委員 阿南光は、家庭基礎で2単位です。

○坂本座長 家庭基礎だと何時間ぐらいですか。

○西村委員 今年ちょうど終わったところなのですけれども、今年は時間が取れなくて、

『社会への扉』を使いながら、全部で4時間ぐらいにまとめてしまいました。その中では、契約のこととその後のクーリングオフとか、解説のところ、相談先というところまでしか入っていないのが現状です。

○坂本座長 今年はコロナで授業時間がカットされたこともあって、4時間とか、5時間のところが一番多くて、家庭総合といって、時間をたっぷり取っている高校もあって、その場合はその倍ぐらいは取れますか。

○野本委員 そうですね。実質の時間としては8時間から10時間ぐらいです。計画はもうちょっと長い時間を取っているのですがけれども、実際は学校行事等の関係で十分に時間が取れないので、教科書の内容等も含めての全体の時間数、どのぐらい組み入れていくかというのは、すごく難しいところではあると思います。

○坂本座長 家庭科でやることと、これは社会で議論しておいてほしいとか、仕組み的なところは、情報科でもやってほしいとか、いろんな教科ですみ分けをして、繰り返し学ぶということをしないと、家庭科だけではとても足りないのが現状です。

生活でどういうふうにしていくかというところを家庭科で一番学ぶわけですがけれども、ITの仕組み的なところは、情報科で勉強したり、社会としてこの問題をどう考えるのかみたいなことは、社会科でやってもらったりみたいなことも考えながら、家庭科がメインだけれども、それ以外の教材も少し考えたほうが良いと思っているところです。全部で多くても10時間ぐらいのボリュームでしょうか。

○坂本座長 坪田委員、お願いします。

○坪田委員 坪田です。

家庭科がメインになると思うのですがけれども、私どもの団体でも、昨年、ある県で大々的に高校生に対して授業をいたしました。総合的な学習の時間であるとか、様々なところでやっとな時間を工面していただいたという状況があります。

そうすると、紙の『社会への扉』という教材よりも、デジタルコンテンツになれば、よりカスタマイズしやすくなります。いろんな教科の先生が、いろんな合間の時間、と言っではいけなくて、本来はしっかり学習指導要領の中に入れ込みたいのですが、どうしてもなかなかできない喫緊の課題ということで対応するのであれば、難しいとは思いますが、カスタマイズしやすさのところで応用ができるようなものができればいいと感じました。

○坂本座長 ありがとうございます。総合の時間を使うことも十分にあり得ます。

それでは、時間が迫ってまいりましたので、次回の日程等について、事務局からお願いできればと思います。

○事務局（名蔵） 次回の日程につきましては、後日調整の上、開催日時が決まりましたら、改めて御連絡させていただきます。

また、資料3の説明の繰り返しとなるのですが、今年度は、パワーポイントで主に高校生・大学生等を対象とした教材開発を計画しておりまして、委員の皆様には、現在、学校現場で活用している教材やこんな教材があればいいと思う既存のコンテンツ、日頃の消費

生活相談で増加しているデジタル関連のトラブル事例や対応方法、また、事業者として増加していると感じているトラブル事例やそれに伴う啓発活動など、参考となる資料、素材等をお持ちでしたら、次回の会議までに御意見、御感想と併せて、メール等により御提供いただきたく存じます。

頂いた資料等を参考に、パワーポイントの作成を行いたいと考えております。また改めて御連絡いたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○坂本座長　ありがとうございます。

今、皆様がお手持ちの教材などで、こちらの教材開発で使っていいというものがありましたら、ぜひ御提供いただき、見せていただければと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

今日は、たくさんの委員の方から、非常に活発に御議論いただきましたけれども、この論点を事務局で整理しまして、今年度に作成する教材としてまとめて、第2回には提示するという事で進めてまいりたいと思います。第2回は12月を予定されているということです。

よろしいでしょうか。最後に何か御確認されたいことなど、委員の皆様はございませんか。大丈夫ですか。

それでは、今日は大変活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。私も大変勉強になりました。資料がとても充実していて、まだ紹介し切れていないところもあるように思いますが、改めてよく拝見させていただいて、今後の教材開発に生かしていきたいと思います。

それでは、以上で本日の有識者会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。